

Ⅱ. 用途地域が定められていない地域（白地地域）について

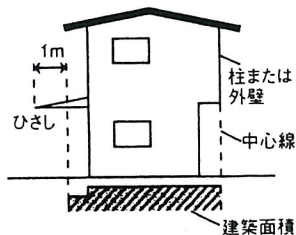
白地地域についても、建築形態規制（容積率、建ぺい率、斜線制限）について下表より選択し、平成16年5月までに見直すことを予定しています。

横芝町では、近隣町村の動向も見ながら地域の状況にあった「まちづくり」を目指し、現在、地域毎の基礎調査を行っており、みなさんのご意見を伺いながら町原案を10月中に作成したいと考えています。

・見直しの内容

内 容	現 行	改 正 案（選択）
容 積 率	4 0 0 %	4 0 0 , 3 0 0 , 2 0 0 , 1 0 0 % より選択
建ぺい率	7 0 %	7 0 , 6 0 , 5 0 , 4 0 , 3 0 % より選択
斜線制限	道路斜線 ∠ 1.5	道路斜線 下図の斜線制限の（イ） ∠ 1.5 , ∠ 1.2 5 より選択
	隣地斜線 3 1 m + ∠ 2.5	隣地斜線 下図の斜線制限の（ロ） 3 1 m + ∠ 2.5 , 2 0 m + ∠ 1.2 5 より選択

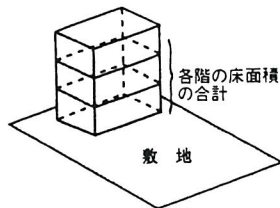
建ぺい率・容積率



●建ぺい率

建物の建築面積（概ね1階の面積）の敷地面積に対する割合（普通“％”で表す）のことをいいます。

$$\text{建ぺい率}(\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

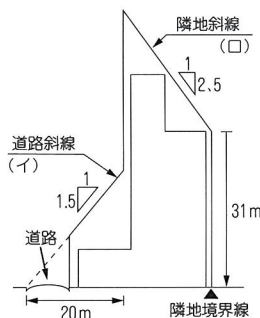


●容 積 率

建築物の各階の床面積の合計（延べ面積）の敷地面積に対する割合（普通“％”で表す）のことをいいます。

$$\text{容積率}(\%) = \frac{\text{各階の床面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

斜線制限



●斜線制限

敷地の境界に接して高い建築物が建たないようにするための制限で、隣の敷地の境界や、敷地が接している道路の反対側の境界から建築物までの水平距離との割合で、建てられる高さの制限が決まります。

このため、建築物を敷地の境界から離せば、一定の割合で高く建てられることになります。

◎ご意見・問い合わせ先

横芝町都市整備課・都市計画係

電 話 0 4 7 9 - 8 2 - 8 8 1 9

F A X 0 4 7 9 - 8 2 - 5 3 4 2

Eメール toshi@town.yokoshiba.chiba.jp